省　令

○総務省令第十号

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十三条第二項、第二十五条第二項第一号ただし書及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十四日

総務大臣　山本　早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「利用する」を「使用する」に改め、同条第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号イ中「とられて」の下に「おり、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されて」を加え、同号ロ中「開閉器」の下に「及び配線の接続部（当該配線と火災通報装置との接続部を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「屋内の電話回線のうち交換機等と電話局の間となる」を「前号の電話回線のうち、当該電話回線を適切に使用することができ、かつ、他の機器等が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線を使用すること。

第二十五条第四項第四号中「前項第四号」を「前項第五号」に改める。

第二十六条第五項第三号ハ中「第三項第九号」を「第三項第十号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年六月一日）から、次項の規定は公布の日から施行する。

（消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

2　消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3　この省令の施行の際、現に診療科名中に医療法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三十六号）による改正前の医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二に規定する診療科名（小児科、形成外科、美容外科、皮膚泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、皮膚科、泌尿器科、産科及び婦人科を除く。）を有する病院又は診療所における当該診療科名については、新令別表第一(六)項イ(1)(i)の総務省令で定める診療科名とみなす。

○農林水産省令第九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の付表第十七中「輸入される」の下に「キオウサウェイ種、チョークアナン種、」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。